

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市障害者等施設整備事業補助金
補助事業等の目標	障害者等施設整備事業に要する経費の負担軽減を図る。
補助事業等の対象者	施設整備基準に基づき障害者等施設の整備を行う法人
補助対象経費	障害者等施設の新築、増築及び改築並びに社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する対象事業に要する経費で、市長が必要と認めたものとする。ただし、土地の買収費は除くものとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、200万円を限度とする。</p> <p>(1) 国又は県の補助金の交付を受けた事業に係る補助金の額は、対象経費から国又は県の補助金額を除いた額の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。</p> <p>(2) 国又は県の補助金の交付を受けない事業に係る補助金の額は、対象経費の4分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。</p> <p>2 既に補助金の交付を受けた障害者等施設は、補助金を交付した年度から起算して10年を経過するまでは、補助の対象としないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 15 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>障害者等施設整備のため、3年を超えて補助する事が必要</p>

情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	<p>この取扱基準において、次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 障害者等施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設をいう。</p> <p>(2) 施設整備基準 長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号）第14条に規定する特定施設整備基準をいう。</p> <p>(3) 法人 社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（平成18年3月2日付け17コ福第281号長野県社会部長通知）第1に規定する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人及び営利法人をいう。</p>
提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書 (2) 設計書又は見積書 (3) 設計図又はカタログ (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し (3) しゅん工写真 (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
担当部署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 障がい福祉係

令和2年3月16日 一部改正（令和2年4月1日 施行）

令和4年1月28日 一部改正（令和4年4月1日 施行）

令和7年2月1日 一部改正（令和7年2月1日 施行）

令和8年3月23日 一部改正（令和8年4月1日 施行）